

令和3年度地下水水質測定計画（案）の概要

1 測定地点数

調査区分 測定機関	概況調査	汚染井戸周辺 地区調査	継続監視 調査	合 計
山 形 市	10 (10)	0 (0)	4 (7)	14 (17)
山 形 県	28 (26)	10 (0)	29 (30)	67 (56)
合 計	38 (36)	10 (0)	33 (37)	81 (73)

() 内は令和2年度計画の調査地点数

2 前年度からの変更点等

(1) 概況調査

① 測定地点

村山地域（山形市を含む）及び置賜地域の計8市4町で実施する。

※ 令和2年度は村山地域（山形市を含む）で実施。

② 測定項目

周辺の工場・事業場等の立地状況を踏まえ、汚染の可能性を考慮して選定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

継続監視地点における地下水の測定結果が過去3年以上環境基準に適合している1地区（新庄市若葉町）について、汚染状況を確認し継続監視調査の存続を判断するため、汚染井戸周辺地区調査を実施する。

(3) 継続監視調査

① 測定地点

(ア) 概況調査で汚染が判明した次の2地点を追加する。

地点名	測定回数	測定項目
天童市川原子	年2回	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
尾花沢市押切	年1回	ふっ素

(イ) 自然由来の汚染で濃度変動が小さい砒素については、4年に1回の測定としており、令和3年度の測定地点は次のとおりとする。

変更前 (R2)	変更後 (R3)
村山市楯岡 天童市久野本 米沢市木場町 米沢市長手 南陽市元中山 川西町上小松2	米沢市信夫町 米沢市笹野本町 南陽市漆山 川西町東大塚 白鷹町荒砥甲

(ウ) 5年以上環境基準超過がないため、次の3地点を廃止する。

地点名と汚染物質名	変更内容
山形市鋳物町（砒素）、山形市あかねヶ丘（テトラクロロエチレン）、山形市十日町（テトラクロロエチレン）	廃止

令和3年度からの地下水概況調査の実施方針（案）

地下水概況調査が県内全域を一巡したことから、令和3年度以降は次の方針で調査を実施する。

1 今後の調査の進め方

1年に28地点を調査することとし、約10年で全メッシュを終了する。

調査は1年に2管内ずつ（1年目は村山・置賜地区、翌年度は最上・庄内地区）を交互に行う。

2 調査地点の選定方法

（1）4km四方のメッシュ（従前の2kmメッシュの縦横2倍）を基本単位とし、その範囲（山形市を除く）から1地点を選定する。

（2）10年以上調査していないメッシュを優先する。

（3）メッシュ内では、次の井戸を優先する。

① 調査済み井戸と異なる水脈であって浅井戸であるもの

② 汚染源となりうる施設（有害物質使用特定事業場、土壤汚染指定地域、畜舎、畑地密集地等）の下流

③ 複数の井戸がある場合には、飲用井戸を優先

（4）調査項目は、健康項目は次のとおりとし、pHは全地点で測定する。

① 半径1km以内に汚染源となりうる施設（有害物質使用特定事業場、土壤汚染指定地域、最終処分場）がある場合は、28項目（ただしアルキル水銀については総水銀が検出された場合のみ）を測定する。

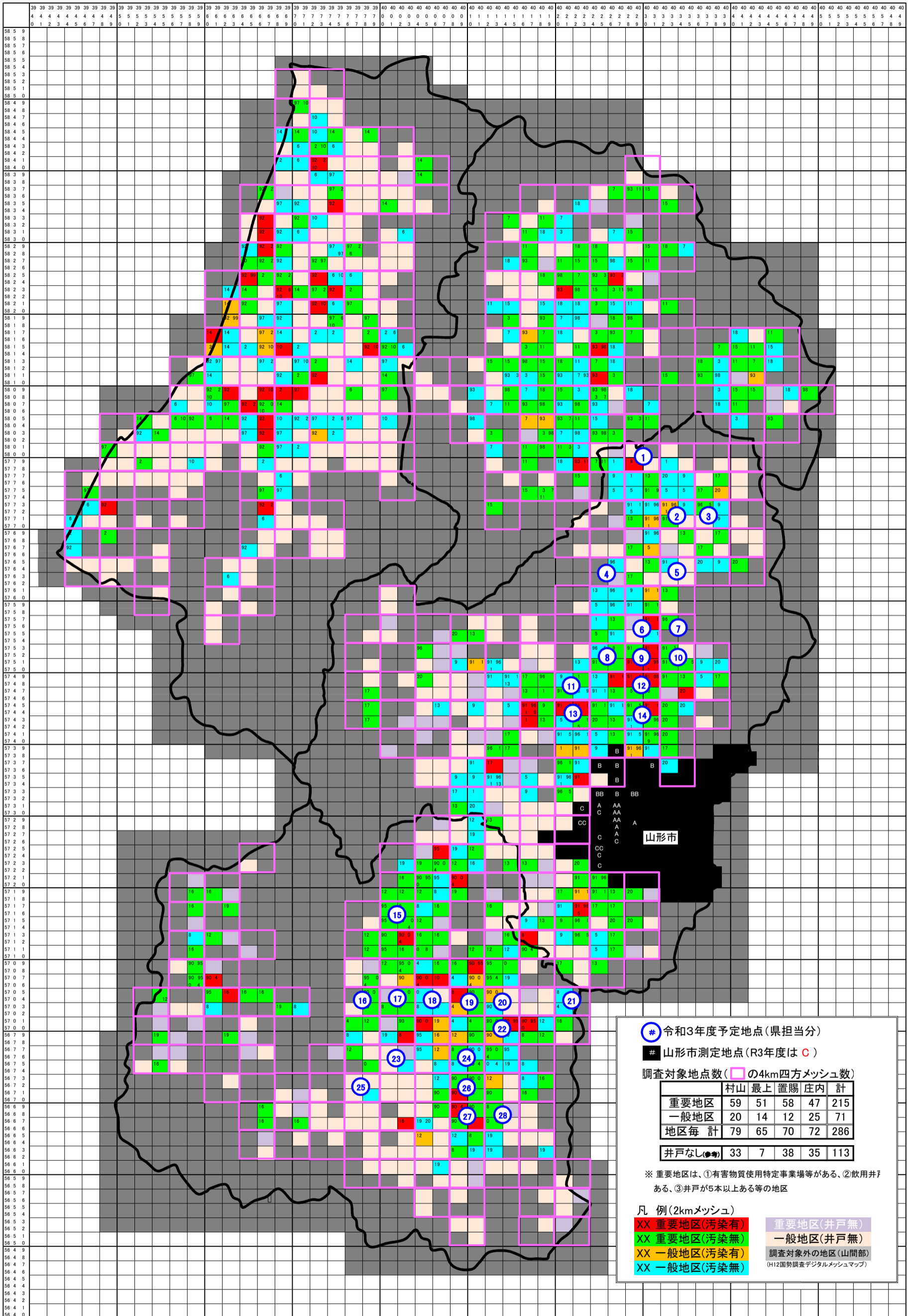
② ①以外の場合は、14項目*（鉛、六価クロム、砒素、ジクロロメタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）を測定する。ただし、休廃止鉱山付近で調査する場合は、必要に応じてカドミウムを追加する。

※これまでの概況調査で複数回検出された項目、県内で地下水・土壤汚染が複数個所で判明した項目

（5）測定は年1回とし、原則として7～8月に調査する。

（6）調査井戸は、センター及び県庁水大気環境課と調整の上、総合支庁環境課が決定する。

概況調査測定地点図(R3年度)



① 令和3年度予定地点(県担当分)

■ 山形市測定地点(R3年度はC)

調査対象地点数(□の4km四方メッシュ数)

	村山	最上	置賜	庄内	計
重要地区	59	51	58	47	215
一般地区	20	14	12	25	71
地区毎計	79	65	70	72	286

井戸なし(●) 33 7 38 35 113

※ 重要地区は、①有害物質使用特定事業場等がある、②飲用井戸がある、③井戸が5本以上ある等の地区

凡 例(2kmメッシュ)

- XX 重要地区(汚染有)
- XX 重要地区(汚染無)
- XX 一般地区(汚染有)
- XX 一般地区(汚染無)
- 重要地区(井戸無)
- 一般地区(井戸無)
- 調査対象外の地区(山間部)
(H12国勢調査デジタルメッシュマップ)